

第 1 号議案

奈良県決定

建築基準法第51条ただし書の規定による
産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

次の付議案を提出する。

令和2年7月29日

奈良県都市計画審議会会長

土 政 第 6 3 号

令和2年7月22日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

建築基準法第51条ただし書の規定による
産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（付議）

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議する。

第 1 号議案

建築基準法第 5 1 条ただし書の規定による
産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷地面積
福源商事株式会社 五條工場	五條市出屋敷町 186 番 56、 361 番 23、361 番 25、近内 町 1097 番 35、1097 番 36、 1097 番 39、1104 番 51、1104 番 52	40,010.38 m ²

理由 五條市出屋敷町及び近内町（用途地域：工業地域）において、原材料である金属くず等（有価物）を破碎・選別する既存工場の一部について、原材料に産業廃棄物である廃小型家電及び建設廃棄物を追加し、これらを破碎・選別する産業廃棄物処理施設の用途を追加（用途変更）しようとするものである。